

令和4年度児童クラブ入会のご案内

柳井市では、就労などにより昼間保護者がいない小学校児童（1～6年生）の保育を行う児童クラブを設置しています。下記のとおり、令和4年度に入会する児童を募集します。

●場所・定員・対象

児童クラブ名（開設場所）	定員	入会対象児童	電話番号
柳井児童クラブ（柳井小学校敷地内）	1組：35人	柳井小学校	22-1042
	2組：35人		
	3組：40人		
新庄児童クラブ（新庄小学校敷地内）	1組：40人	新庄小学校	22-0599
	2組：40人		
柳東児童クラブ（柳東小学校敷地内）	1組：30人	柳東小学校	23-1884
	2組：40人		
小田児童クラブ（伊保庄北文化会館内）	20人	小田小学校	090（7371）7309

●開設日時

学校のある平日（月曜日～金曜日）授業終了後～午後5時まで

土曜日及び長期休み（土曜日は登録・申出制）午前8時～午後5時まで

※ただし、仕事等の都合により時間の延長を希望される方は、事前に申し出がある場合は午後6時15分までとします。また災害やその他の事情により変更することがあります。

※日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、盆（8/13～8/16）は、お休みです。

●利用料(月額)

平日のみご利用：保育料3,000円 + おやつ料1,000円

平日及び土曜日を利用：保育料4,000円 + おやつ料1,200円

●申込期間

令和4年1月13日（木）～令和4年2月25日（金）（期間厳守）

●入会の決定

令和4年3月18日（金）までに通知予定です。※定員を超えた場合は、審査により必要度の高い順に入会を決定します。希望者が多数のときは、入会できない場合もありますのでご了承ください。

●申込場所

柳井市社会福祉課に提出してください。

●問い合わせ先

柳井市役所 社会福祉課 電話：22-2111（内線188）

申込書類（注意点）

◎入会申込書 児童1人につき1枚提出してください。

◎添付書類 父母及び60歳未満の同居の方それぞれの添付書類等が必要です。

入会理由	添 付 書 類 等
就労・就労内定	就労証明書 ※会社勤務の場合は勤務先で、自営業の場合は自営主が証明してください。 ※兄弟姉妹で入会申込の場合は、就労証明書は1部で結構です。
疾病・障がい	医師の診断書・障害手帳等（写）
介護・看護	医師の診断書・障害手帳・介護保険被保険者証等（写）
妊娠・出産	母子手帳の写し等証明できるもの ※承諾期間は、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる月の初日から出産日後8週間に当たる月の月末までの間となります。
就学・職業訓練	在学証明書・学生証・合格決定通知書等の就学等が確認できるもの

◎申込書類等の記入及び留意点について

○「放課後児童クラブ入会申込書」

- ・4月1日から入会できますので「入会希望日」は4月1日以降の日付を記入してください。
- ・「保育希望期間」の土曜日及び長期休暇中は、開設時刻が午前8時からになりますので、必ず午前8時以降の時間を記入してください。
- ・終了時刻は原則午後5時ですが、仕事等の都合により時間の延長を希望され、事前に申し出がある場合は午後6時15分まで延長が可能です。
- ・土曜日、長期休暇中をご利用されない場合は、「希望しない」に○印してください。
- ・土曜日に勤務のない方は、土曜日をご利用できませんのでご注意ください。
- ・就労証明書と整合が取れるように記入してください。
- ・「連絡方法」は、連絡してほしい順番に、電話番号を記載してください。
- ・児童の健康等（アレルギーなど）、日常生活で留意する点があれば、必ず記入してください。

○添付書類

- ・就労証明書等は、父母それぞれ必要です。
- ・60歳未満の同居の方（祖父母等）も、就労証明書等の証明書類を提出してください。（60歳以上は提出不要です。）

○その他

- ・入会児童に障がいのある場合は、職員の加配等を検討しますので、医師の診断書及び障害者手帳などの証明となるものを添付してください。

※ 申込期限は、令和4年2月25日（金）です（期限厳守）。